

令和4年5月25日

さくら花見堂の会 令和4年度総会のお知らせ

さくら花見堂の会代表 小島裕子

初夏の候、皆様にはますます清栄のこととお喜び申し上げます。

さくら花見堂が開館してから、半年を迎えます。

この施設が、より多くの皆さんに親しまれ、活用される施設になるよう、下記の日時で令和4年度総会を開催し、今後1年間の取り組み方針を決めたいと考えています。

ご多用中とは存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

議決権は団体会員・個人会員のみとなりますが、会員以外の方も総会にご出席いただけます。

令和4年6月13日（月）

午後6時30分～7時30分（予定）

さくら花見堂 フリースペース

懇親会のお知らせ

総会終了後懇親会を行います。ぜひご参加ください。

午後7時45分～9時

さくら花見堂 フリースペース

（会費制 1,000円）

*準備の都合上、ご参加いただける方は事前に事務局までお知らせください。

○体調が優れない場合（発熱や咳などの症状がある場合）は参加をお控えください。

○総会参加時はマスクの着用をお願いいたします。

花見堂複合施設 事務局

〒155-0033

東京都世田谷区代田 1 丁目 13 番 14 号

TEL:03(3414)2836

FAX:03(5430)6201

e-mail:s11166-hanafuku@setagaya.co.jp

さくら花見堂の会規約

(総会)

第9条 本会の総会は、年に1回開催し、事業報告・計画の承認、会費の額、会計決算・予算の承認、運営委員の選解任、会員の審査承諾および規約改正を審議する。

2 総会は運営会の議を経て代表が招集する。

3 必要がある場合は、運営会の議を経て代表が臨時に招集することができる。

4 総会を招集するときは、開催日時、場所、目的である事項を記載した書面を開催日の2週間前までに本施設内に掲示及び、本会が運営するWEBサイトに掲載しなければならない。

5 総会の議長は、出席した団体会員及び個人会員の互選による。

6 総会の決議は、出席した団体会員及び個人会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

7 団体会員および個人会員は各1票の議決権を行使することができる。